

財団法人 静岡県社会福祉事業共済会  
運 営 規 則 （設立当初）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規則は、財団法人静岡県社会福祉事業共済会の業務運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、次のとおりであり、その他の用語の意義は寄附行為の例による。

- (1) 寄附行為 財団法人静岡県社会福祉事業共済会寄附行為をいう。
- (2) 法人等 会の事業の対象となる社会福祉法人等の設置する民間社会福祉施設をいう。
- (3) 職 員 法人等に勤務する職員をいう。
- (4) 細 則 財団法人静岡県社会福祉事業共済会運営細則をいう。
- (5) 基本給与月額 給与月額のうち本俸をいう。
- (6) 法 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和 36 年法第 155 号)をいう。
- (7) 要 綱 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が行う静岡県民間社会福祉事業従事者共済事業運営要綱をいう。

（業務執行の基本原則）

第 3 条 この法人の業務は、法令及び主務官庁の指示並びに寄附行為、規則その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するよう執行しなければならない。

第 2 章 基金の運用

（基金の運用）

第 4 条 この法人の基金は、当座の支出にあてるため必要最小限度の額を現金又は短期の預金として保管するほかは、金銭信託又は貸付信託その他の方法により安全かつ有利に運用しなければならない。

### 第3章 申込、辞退及び異動報告等

(申込の手續)

第5条 寄附行為第6条第1項に規定する法人等は、申込書に第12条に規定する納付金を添えて申し込まなければならない。

(対象法人等としての資格の喪失)

第6条 法人等は次の各号の1に該当するときは、この法人の事業の対象から除かれる。この場合、事由を説明する機会を作らねばならない。

(1) 辞退

(2) 寄附行為第7条に規定する負担金の納付を6か月以上滞納したとき。

(3) その他理事会において不相当と認めたとき。

(辞 退)

第7条 この法人の行う事業の対象から辞退しようとする法人等は、その理由を付して辞退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(債務の弁済)

第8条 第7条の規定により、法人の事業の対象から除かれた法人等がこの法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(異動報告)

第9条 法人等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは10日以内に異動報告書を会に提出しなければならない。

既に報告した事項に誤りがあり、これを訂正しようとする場合も同様とする。

(1) 職員が新たに資格を取得し又は喪失したとき

(2) 職員の数及び氏名に変更があったとき

(3) 法人等の名称、住所又は代表者に異動があったとき

(4) 法人等が解散し又は合併したとき

(5) 法人等が新たに社会福祉施設を設置し、廃止し又は社会福祉施設の名称等を変更したとき

(職員給与の届出)

第10条 法人等は、毎年4月1日現在における職員の給与月額について、その年の4月15日までに届書を法人に提出しなければならない。

(休職等の場合の特例)

第11条 職員が在職中に休職又は停職その他これに準ずる事由により給与の全部又は一部の支給を受けなくなった場合においても現実に退職するまでは、職員であるものとみなしてこの規則を適用する。

2. 前項のものの負担金の算定は、休職又は停職前の給与月額を基礎とする。

## 第4章 納付金及び負担金等

(納付金)

第12条 寄附行為第6条第2項の納付金の額は、1施設につき50,000円とする。

2. 前項の納付金は、昭和43年11月21日現在において法及び要綱による被共済法人等であってこの法人設立初年度における基金造成に協力したものはこれを免除するものとする。

第13条 寄附行為第7条の負担金の額は、職員1人につき基本給与月額の22/1000とし、法人に加入した月より5年間納付するものとする。

2. 前項の負担金はその月の分を翌月末日までに法人に納付しなければならない。

(納付通知書の送付)

第14条 法人は、法人等の負担金の額を納付通知書に記載し、法人等に送付するものとする。

(督促及び延滞金)

第15条 負担金を滞納した法人等に対しては、督促状を送付するものとし、負担金を3か月以上滞納した場合は、負担金100円につき1日4銭の割合で納付期限の翌日から負担金完納の日までの日数により計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2. 前項の延滞金は、次の各号に該当するときはこれを徴収しない。

(1) 延滞金の総額が10円未満の時

(2) 滞納理由がやむをえないものと会長がみとめたとき

3. 延滞金の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## 第5章 退職手当金の給付

(退職手当の給付)

第16条 寄附行為第4条第1号の規定による退職手当金(以下「手当金」という。)は3年以上継続勤務した職員が退職した場合(死亡による退職も含む。以下同じ。)にその勤務する法人等を介して退職者又は遺族に支給する。

2. 遺族の範囲及び順位は、社会福祉施設職員退職手当共済法第10条の例によるものとする。

(手当金の額)

第17条 この法人が納付する手当金の額は、退職した者の平均標準給与月額に別表に掲

げる勤続年数区分に応じその欄に掲げる支給率を乗じて得た額から、法及び要綱により支給される退職手当金の額を差引いたのこりの額とする。

2. 前項の法および要綱により支給される退職手当金の額は、この法人に加入した年月日を起点として算出するものとする。

(平均標準給与月額)

第 18 条 前条第 1 項の平均標準給与月額は、退職の日の属する月から起算して、その前 3 年間の各月における給与本俸月額の合算額の 36 分の 1 に相当する額とする。

(勤続年数)

第 19 条 手当金算定の基礎となる勤続年数は、法人等の職員として引き続いた在職期間とする。

2. 前項の規定による在職期間の計算はこの法人に加入した日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。
3. 退職した職員が他の法人等に就職し引き続き勤務する場合は、退職しなかったものとみなし、前後の在職期間は引続いた在職期間とすることができる。

この場合職員は、前任及び後任の法人等の許可を受け、かつ関係法人等は事態発生の日から 20 日以内に所定の手続きを行うものとし、法人は当該退職に係る手当金は給付しない。

(手当金等の給付制限)

第 20 条 手当金は次の各号の 1 に該当する場合は、給付しないことができる。

- (1) 職員が懲戒免職処分又はこれに準ずる処分により退職した場合
- (2) 職員が刑事事件に関し起訴され禁固以上の刑に処せられた場合

2. 前項の規定に該当するかどうかは理事会において認定する。

(手当金の請求手続)

第 21 条 手当金の給付を要する事態が発生した場合は、法人等が法人に対しすみやかに所定の手続きをとるものとする。

(裁 定)

第 22 条 法人は、請求書を受領したときはこれを審査し、審査の結果を書面で法人等に通知する。

2. 手当金を給付すべきものと認めたときは、すみやかに支払通知書を法人等に交付する。

(受領書の提出)

第 23 条 手当金を受領した法人等はすみやかに当該職員にこれを受領書と引き換えに交付し、当該受領書を法人に提出しなければならない。

## 第6章 補 則

(虚偽の排除)

第24条 法人等がこの法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合は、手当金の給付を停止し、またはすでに給付した手当金を返還させることができる。

(調 査)

第25条 法人は、負担金又は退職手当金等に係る事項について必要があると認める場合は、法人等の書類を調査し又は必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第26条 この法人の処分に不服のある法人等は、法人に対し文書をもって審査の請求ができる。ただし、軽易なものについては口頭による。

2. 前項の請求があった場合は、法人はその請求を受理した後すみやかに審査し裁決の結果を文書により当該法人等に通知するものとする。

(施行期日)

附 則

この規則は、法人設立の許可のあった日から施行し、適用については、寄附行為附則第1項による。

別表

退職手当支給乗率（自己都合）

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1 年	0.6 月	11 年	11.1 月	21 年	22.2 月	31 年	42.625 月
2	1.2	12	12.2	22	23.4	32	44.0
3	1.8	13	13.3	23	24.6	33	45.375
4	2.4	14	14.4	24	25.8	34	46.75
5	3.0	15	15.5	25	28.375	35	48.125
6	4.5	16	16.6	26	30.95	36	49.5
7	5.25	17	17.7	27	33.525	37	50.875
8	6.0	18	18.8	28	36.10	38	52.25
9	6.75	19	19.9	29	38.675	39	53.625
10	7.5	29	21	30	41.25	40	55.0